

12 架空請求

指導項目の分類	消費者生活に関すること
---------	-------------

対象・教科等	中学校 道徳、技術・家庭、総合的な学習の時間、特別活動など
--------	-------------------------------

指導のねらい	(1) 架空請求はどのような手口でおこなわれるのかを理解させる。 (2) 架空請求の問題点を知り、その対処方法を理解させる。
--------	---

指導の手引	<ul style="list-style-type: none">・ 交際を希望する内容や好奇心をそそる内容の電子メールを送りつけ、特定のホームページにアクセスしただけで、会員料や利用料金など、身に覚えのない請求をされる事例が発生している。・ 相手に言われるままに支払ったり、相手の連絡先に返信したりすると、自分の情報が相手に知られるなど、かえって悪い状況になる場合があるため、適切な対処ができるよう指導する。 <p>(架空請求の仕組みと対策)</p> <p>携帯電話で受信したメールに記載されている URL にアクセスすると、携帯電話の個人識別番号（携帯電話に割り振られている固有の識別番号）が分かり、それをもとにサイトの利用料金の支払いを求める悪質な請求を受けることがある。</p> <p>また、携帯電話番号宛にメールを送信するショートメッセージサービスにおいても、そのメールに記載された URL にアクセスすると、携帯電話番号が相手に知られてしまうこともある。</p> <p>受信したメールに記載されている URL に対して不用意にアクセスしないように注意するとともに、架空請求を行うサイトの管理者は、携帯電話の個人識別番号は分かっても、氏名、住所等の個人情報のは得ることはできないことを理解させ、請求の問い合わせに対して個人情報</p>
-------	--

報を伝えないようにすることが大切である。

架空請求された場合は、最寄りの消費生活センターに相談し、悪質な取立て等については、最寄りの警察に相談する。

(少額訴訟手続きを悪用した手口)

架空請求をする場合、請求者が少額訴訟手続きを行う場合がある。

少額訴訟手続きとは、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用できる、簡易裁判所における特別の訴訟手続である。被告が最初の口頭弁論期日に出頭せず、訴えた者(原告)の主張を争う内容の書面も提出しない場合には、被告は、原告の言い分を認めたものとみなされ、裁判所は原告の訴えどおりの判決をすることができる。

このような請求が届いた場合は、

- 1 正当な裁判所からの通達かどうか判断する。封書により特別送達郵便で直接本人に配達され、封筒には特別送達の旨、裁判所名、事件名及び事件番号が記載されているか確認する。
- 2 身に覚えのない請求であったとしても、正式な手続きを経て訴状を提起された場合、出頭しなければならない。出頭しないと欠席裁判となり、敗訴が確定すると、不当請求が正当な請求になってしまう。
- 3 ハガキ一枚が届いた場合は、正当な裁判所からの通達ではないので、届いた文面に記載している電話番号に連絡せず、裁判所の電話番号を自分で調べる。実在する裁判所名であっても、電話番号だけすり替えられている可能性もある。

全国の消費生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

警察の悪質商法に関する相談窓口

<http://www.npa.go.jp/safetylife/kankyo3/akusyou.htm#4>



展開例	
学習活動	指導上の留意点
1 本時の学習のめあてを知る 2 ワークシートの事例を読む 3 思ったことを書いてみる 4 友達やグループで「架空請求への適切な対処」について話し合う 5 意見をまとめて数人が発表する 6 自分の感想や意見を書く 7 本時の学習をまとめる 8 自己評価をおこなう	(Web ページを使った体験的な学習活動を取り入れる場合は、2と3の部分活動をあてる。) ・ 架空請求の具体的な事例をもとに手口や対処方法について考えさせるように留意する。 ・ 頭で理解していても、実際、自分の身の上で起こると、冷静に対応できない場合があることに留意する。

発展的な学習
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額訴訟制度などを悪用した新たな手口が発生していることなどを理解させる。

関連項目
「インターネットショッピング」